

災害義援金を配分します

6月23日(木)から申請受付開始

熊本県の「平成28年度熊本大地震義援金配分委員会」において決定され、県から益城町へ配分された義援金について、県の基準に基づき、対象となる方に配分します。

被災者生活再建支援金の手続きが済んでいれば申請は不要です

住家が全壊・大規模半壊の世帯の方で、すでに被災者生活再建支援金の申請手続きがお済みの方は、支援金振込口座へ振り込みますので義援金配分を申請する必要はありません。

配分対象となる人(世帯)
平成28年熊本大地震により益城町において被災された方、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

【人的被害】

- 死亡された方がいる世帯
- 重傷(*)を負われた方がいる世帯

【住家被害】

- 住家が全壊した世帯
- 住家が大規模半壊・半壊した世帯

■受付期間

6月23日(木)～7月8日(金)

※9日以降も受け付けますが、場所は未定です。

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～4時
※整理券の配布は行いません。

■受付場所

益城町中央公民館 講堂
■今回の配分額

義援金配分の対象となる世帯		配分金額	申請者(受け取り者)
人的被害	死亡された方がいる世帯	1人につき80万円	配偶者、子、父母、孫、祖父母のうち支給順位が最も高い方
	重傷を負われた方がいる世帯	1人につき8万円	世帯主
住家被害	住家が全壊した世帯	1世帯につき80万円	世帯主
	住が大規模半壊・半壊した世帯	1世帯につき40万円	世帯主

*「重傷」とは…地震によって負傷し、医師の治療を受けた結果、1か月(30日)以上の治療を要した場合です。

被災に直接起因しない場合(被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次的災害)は対象外です。

■必要書類

- ①平成28年熊本大地震災害義援金申請書(町のホームページよりダウンロードできます)
- ②り災証明書の写し
- ③申請者名義の通帳の写し
- ④運転免許証など、申請に来られた方の本人確認ができるもの

※人的被害の場合は同一世帯(世帯主)の方、または遺族が申請者となります。

※重傷を負われた方がいる世帯の申請の場合は、①④と併せ、医師の診断書が必要です。

■その他

今後、追加配分や益城町災害義援金がある場合には、最初に提出された申請書をもって追加配分などの申請があったものとします(必ずしも追加配分があるとは限りません)。

■問い合わせ先

役場福祉課生活再建支援係
☎096・289・1400

災害援護資金

被災された世帯の世帯主は、生活立て直しのため、災害援護資金を借りることができます。申し込みには、相談員による事前の家計相談が必要です。

■対象

▼世帯主が重傷を負われた場合(療養期間がおおむね1か月以上) ▼住居が半壊、大規模半壊、全壊した場合 ▼家財に1/3以上の被害があった場合

■条件

- ▼利率/年3% ▼償還期間/10年
- ▼据置期間/3年 ▼償還方法/半年賦または年賦償還(元利均等償還)
- ※連帯保証人(原則益城町在住)が必要

■貸付限度額

被災の程度によって
150万円～350万円

■必要書類

- ①災害援護資金借入申込書
- ②住民票
- ※本籍地、続柄の記載があるもの。
- ③所得証明書
- ※世帯で一定の所得がある場合には借り入れできません。
- ④運転免許証など身分証明書の写し
- ⑤り災証明書(半壊以上の場合)
- ⑥療養期間及び療養概算額を記載した診断書(世帯主が負傷の場合)
- ⑦印鑑

■その他

審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先

役場福祉課生活再建支援係
☎096・289・1400